

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業  
特定事業の選定

令和6年12月4日

長崎県

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI法」という。)第7条の規定により、「長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業」を特定事業として選定したので、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

長崎県知事 大石 賢吾

## 第1.事業概要

### 1. 事業名称

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業(以下「本事業」という。)

### 2. 公共施設の管理者の名称

長崎県知事 大石 賢吾

### 3. 事業の目的

本県では、「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて動物の愛護及び管理に関する施策を推進している。

国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」も踏まえ策定した「第 3 次長崎県動物愛護管理推進計画」では、「動物愛護の普及啓発」「動物の適正飼養管理の推進」「県民参加と協働による動物愛護管理推進の体制づくり」を基本方向として、特に、犬猫の多頭飼育による不適正飼養の問題や飼い主のいない猫による周辺的生活環境への悪影響の防止、災害対策を大きな課題としてとらえ、具体的な取組を進めることとしている。

また、令和 5 年 1 月には『「動物殺処分ゼロ」に向けたロードマップ』を作成し、令和 11 年度までに殺処分数をゼロとする目標を掲げて取り組みを進めている。

これらの目標の達成のためには収容数の削減や譲渡の推進などの取り組みが必要であるが、昭和 51 年に建設された現施設では、老朽化や収容能力の不足などにより、啓発活動や譲渡活動を十分に実施することができない状況となっている。

これらの課題を解決し、県民の皆様とともに動物愛護管理を推進するため新たな長崎県動物愛護管理センター(仮称)を整備する。

#### 4. 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し事業期間終了までの間、本施設の維持管理を行う BTO 方式とする。

#### 5. 業務範囲

選定事業者が行う本事業の業務範囲は以下の通りである。

①設計・建設段階	(ア)設計に係る業務	・事前調査業務
		・各種申請及び関連業務
		・設計業務
	(イ)建設に係る業務	・建設業務
		・工事監理業務
		・備品設置業務
(ウ)施設所有権移転に係る業務	・施設の所有権移転業務	
②維持管理・運営段階	(ア)維持管理に係る業務	・建築物保守管理業務
		・建築設備保守管理業務
		・外構・植栽保守管理業務
		・備品保守管理業務
		・清掃・環境衛生管理業務
		・警備業務
		・修繕業務 <sup>※1</sup>
	(イ)運営に係る業務	・譲渡対象動物の飼養・展示・譲渡に関する業務
	(ウ)付帯業務	・選定事業者の提案による独立採算で実施する事業 <sup>※2</sup>

※1 事業期間内の本施設の機能・性能を維持するために必要となる修繕については、大小問わず含まれるものとする。

※2 選定事業者が自主的に実施する業務については、人が集まる魅力的な施設とするため、動物愛護管理業務及び施設機能に過度な影響を与えない範囲で、ドッグランやペット用品売場、カフェ、ペットホテル等、動物関連の事業(生体販売は認めない)や施設整備を伴わないイベント開催等を行うことができる。なお、建物整備を伴う付帯業務を実施する場合は、本施設と合築するものとする。

#### 6. 事業スケジュール(予定)

本事業の事業期間は、以下のとおりである。

基本協定の締結	令和 7 年 4 月
事業仮契約の締結	令和 7 年 6 月
事業契約に係る議決(本契約)	令和 7 年 7 月
設計・建設期間	令和 7 年 7 月～令和 9 年 8 月
維持管理運営期間	令和 9 年 9 月～令和 24 年 8 月
事業終了	令和 24 年 8 月末

## 第2. 県が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

### 1. 選定基準

県は、本事業を県が自ら実施する従来型の事業として実施した場合と PFI 事業として実施した場合を比べ、本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間を通じた県の財政負担の縮減が期待できる場合、又は県の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、特定事業として選定する。

### 2. 評価の方法

県の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### 3. 定量的評価(財政負担額の縮減)

#### (1) 算定にあたっての前提条件

本事業のうち、本事業を県が直接実施する場合及びPFI事業により実施する場合の財政負担額の評価を行うに当たり、設定した前提条件及び算定方法は、次の表に示すとおりである。なお、これらの前提条件は県が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

項目	県が直接実施する場合	PFI 事業により実施する場合
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間 : 設計・建設期間: 2 年 2 か月、維持管理・運営期間: 15 年</li> <li>・施設規模 : 約 1,500 m<sup>2</sup></li> <li>・割引率 : 0.807%</li> <li>・物価変動 : 考慮していない</li> </ul>	
財政負担額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計費</li> <li>・建設費</li> <li>・維持管理費</li> <li>・運営費</li> <li>・資金調達に要する費用 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計費</li> <li>・建設費</li> <li>・維持管理費</li> <li>・運営費</li> <li>・資金調達に要する費用</li> <li>・アドバイザー費 等</li> </ul>
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財源</li> <li>・地方債</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財源</li> <li>・地方債</li> <li>・事業者の自己資金(出資金、借入金)</li> </ul>
算定方法	県が直接、「第1 5 業務範囲」を行った場合を想定して算出	「第1 5 業務範囲」に示す業務内容を性能発注による一括契約により、選定事業者の創意工夫や効率化が図られることによるコスト縮減を想定し算出

## (2) 算定結果

上記の前提条件を基に、県が直接実施する場合とPFI事業により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を県が直接事業を実施する場合に比べ、PFI事業により実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が6.7%程度削減されるものと見込まれる。

## 4. 定性的評価(公共サービスの水準の向上)

本事業をPFI事業により実施する場合、以下に示すような公共サービスの水準の向上を期待することができる。

ア 公共施設の設計、建設、維持管理及び運営を性能発注により一括で選定事業者と契約することで、事業対象地の土地の制約を踏まえた土地利用計画の立案や維持管理・運営を見据えた設計・建設計画の立案等、民間事業者の技術力、経験等が十分に発揮され、効果的かつ効率的な事業実施が可能となる。

イ PFI 方式を導入することにより、民間事業者の創意工夫を尊重しつつ、施設の設計、建設、維持管理、運営に関する業務を、長期間にわたり包括的に民間にゆだねることにより、行政と民間の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が期待できる。

ウ 県と選定事業者が事業期間中に発生するリスクをあらかじめ想定し、適切にリスク分担することで、本事業に係るリスクへの適切かつ迅速な対応が可能となり、長期的に業務の円滑な遂行が期待できる。

## 5. 総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、定量的効果及び定性的効果を期待できる。このため、本事業をPFI事業として実施することが適当であると判断できることから、本事業をPFI法第7条の規定により、特定事業として選定する。